

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（京都府）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額		3月まで	4月から	3月まで	4月から
			9.50%	9.98%	11.01%	11.53%
1	58,000	円以上 円未満 ～ 63,000	5,510円	5,788円	6,385円	6,687円
2	68,000	63,000～73,000	6,460円	6,786円	7,486円	7,840円
3	78,000	73,000～83,000	7,410円	7,784円	8,587円	8,993円
4	88,000	83,000～93,000	8,360円	8,782円	9,688円	10,146円
5	98,000	93,000～101,000	9,310円	9,780円	10,789円	11,299円
6	104,000	101,000～107,000	9,880円	10,379円	11,450円	11,991円
7	110,000	107,000～114,000	10,450円	10,978円	12,111円	12,683円
8	118,000	114,000～122,000	11,210円	11,776円	12,991円	13,605円
9	126,000	122,000～130,000	11,970円	12,574円	13,872円	14,527円
10	134,000	130,000～138,000	12,730円	13,373円	14,753円	15,450円
11	142,000	138,000～146,000	13,490円	14,171円	15,634円	16,372円
12	150,000	146,000～155,000	14,250円	14,970円	16,515円	17,295円
13	160,000	155,000～165,000	15,200円	15,968円	17,616円	18,448円
14	170,000	165,000～175,000	16,150円	16,966円	18,717円	19,601円
15	180,000	175,000～185,000	17,100円	17,964円	19,818円	20,754円
16	190,000	185,000～195,000	18,050円	18,962円	20,919円	21,907円
17	200,000	195,000～210,000	19,000円	19,960円	22,020円	23,060円
18	220,000	210,000～230,000	20,900円	21,956円	24,222円	25,366円
19	240,000	230,000～250,000	22,800円	23,952円	26,424円	27,672円
20	260,000	250,000～270,000	24,700円	25,948円	28,626円	29,978円
21	280,000	270,000～	26,600円	27,944円	30,828円	32,284円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.98%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.97%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします ～